

「医療法人等に係る所得金額の計算書」における
「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点

各種補助金、助成金等の取扱いについては以下を参考にしてください。

○その他収入に含めない補助金、助成金等

- (1) 法人税の所得の算定上、損金算入が認められる補助金（圧縮記帳の対象となる補助金）
- (2) 国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関（国又は地方団体が出資をしている公共法人・公益法人等に限りません。）から収入した補助金、助成金等のうち、施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借り入れに対する補助金、臨床研修費補助金、特定の経費等の実費を補填するものとして支給される補助金（※）

※補助金の算定方法として実費の額を超えない仕組みとなっているもの。

（例：経費に係る領収書を添付してその合計額を限度として助成されるものや、補助金交付要綱等において、補助対象経費が明記されている場合、「〇〇に要する費用以外の費用に充ててはならない」等の記載がある場合）

○上記「その他収入に含めない補助金」に該当しないものは、その他収入に含めて下さい。

（例）物価高騰支援のために定額で支給されるもの